平成30年度　公文書開示状況（10月決定分）　主税局

様式２－１

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
1	H30.9.27	H30.10.5	航空写真（平成30年1月撮影、江戸川区写真図番号63）	1	1															主税局江戸川都税事務所固定資産評価課
2	H30.10.5	H30.10.16	「損害賠償請求事件についてする控訴事件における訴訟代理人（弁護士　〇〇）の着手金の支払について」（28主資計第419号）に係る支出原議及び支出命令書	25		1					1	1	1		1				（７条第３号）当該訴訟代理人の内部管理に属する情報であり、公にすることで当該訴訟代理人の競争上又は事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれるため。 （７条第２号、３号、６号）事件が特定できる情報であるため、開示すれば裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となる。本件事件の訴訟記録には、被控訴人の所有財産に関する情報が記載されている。被控訴人が個人の場合、これら所有財産に関する情報は特定の個人を識別できる情報である。被控訴人が法人である場合、所有財産に関する情報は、法人が本来の事業活動を行う上で、広く一般に公にしている情報とは認められず、公にすることで、法人の競争上又は事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれる。よって、公にすることで、当該個人情報又は法人の所有財産に関する情報及び本処分で非開示とした情報を開示したのと同様の結果を招く。 また、訴訟記録に記載された所有財産に関する情報は、納税者から収集した税務情報である。税務調査により収集した秘匿性の高い情報を公にすることは、納税者の税務行政に対する信頼を損ない、税務調査において任意の協力を得られなくなるなど、行政運営に支障をきたすため。 （７条第４号）公にすることにより署名の筆跡及び印影が偽造される等、訴訟代理人の財産を脅かすおそれがあるため。	主税局資産税部計画課
3	H30.10.7	H30.10.16	「東京都品川都税事務所ほか２所（30）飛散防止フィルム設置工事」金額入り内訳設計書一式	18	1															主税局総務部経理課
4	H30.8.24	H30.10.16	平成〇〇年〇月〇日に東京都中野都税事務所で差押え、その後東京都の公売となった所在〇〇、所有者〇〇の物件について隣地との越境物についての覚書	1			1				1	1			1				（７条２号）特定の個人の特定の地域の財産に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人の財産の状況が明らかになり、個人の権利利害を害するおそれがあるため。 （７条３号）当該財産の所有者が法人又は事業を営む個人の場合、法人に関する情報又は事業を営む個人の財産に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （７条６号）公売にあたり収集したこれらの情報は、公にすることで、情報提供者との信頼関係が損なわれ、今後の調査に協力が得られなくなるおそれがあるなど行政運営に支障をきたすため。	主税局中野都税事務所徴収課
5	H30.10.23	H30.10.26	「東京都江東都税事務所（30）床ＯＡフロア改修工事」金額入り内訳設計書一式	50	1															主税局総務部経理課

表の見方

＜決定区分＞

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

＜（根拠規定）条例7条＞

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

＜公文書の件名＞について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。